

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定による補助金の適正な交付を図ることを目的とする。

第2 申込みの受付期間

要綱第5条第2項で定める申込みの受付期間は、申込みを行う日の属する年度の5月1日から11月15日までとする。

※ 工事請負契約又は売買契約を当該年度の4月1日以降に締結したものを対象とする。

第3 申込み多数の場合の処置

申込み総額が予算を上回る場合は、抽選を行うものとする。

第4 申込承認及び不承認の決定通知

要綱第6条で定める申込みの承認の通知については別紙様式1とし、不承認の通知は別紙様式2とする。

第5 補助金交付申請書の提出期限

要綱第8条第2項で定める補助金交付申請書の提出期限は、補助対象事業の事業完了日（事業完了日が承認決定日より前の場合は、当該承認決定日）から起算して1月以内又は当該年度の2月20日（当該日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日とする。

第6 補助金交付申請書の添付書類

要綱第8条第2項で定める補助金交付申請書の添付書類については、別表のとおりとする。

第7 補助金の交付決定及び額の確定

要綱第8条で定める補助金交付申請書が提出された場合、補助対象事業の成果が補助金の承認の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを事業完了確認調書（別紙様式3）により調査し、適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に別紙様式4により、適合しないと認められるときは別紙様式5によりその内容を通知する。

第8 補助金の交付時期

当該年度の3月末日までに交付するものとする。

附 則

この要領は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第6関係）

添付書類	留意事項
通帳等の写し	振込先口座の金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、名義人が確認できる通帳の表紙をめくった見開き部分（当座勘定照合表、インターネットバンキング口座情報画面等）の写しとする。
補助対象事業に要する経費を支払ったことがわかる書類（領収書又は通帳）	品目、金額及び支払い先がわかること。
検査済証の写し（建築基準法によるもの）	※建築確認申請の必要がない住宅の場合は不要。
工事監理報告書の写し	建築士法による様式にて、建築士が作成するものとする。
完成した住宅の写真	外観及び内観とする。
省エネ性能基準を有することを証する書類（いずれか一つ）	（1）住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定による「設計住宅性能評価書」又は「建設住宅性能評価書」（<u>断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を満たすもの</u>）の写し （2）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による「BELS」による省エネルギー基準の認証（<u>断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を満たすもの</u>）の写し （3）長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による「長期優良住宅建築等計画認定通知書※」の写し （4）都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による「低炭素建築物新築等計画の認定通知書※」の写し （5）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による「性能向上計画認定通知書※」の写し （6）適合証明機関が発行するフラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書（すべての面）またはフラット35S設計検査に関する通知書及び設計検査申請書（すべての面）（<u>断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6の性能を満たすもの</u>）の写し （7）その他知事が認める書類の写し
工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し	契約日、金額及び契約者がわかること。
住民票の写しの原本	※住宅の購入の区分で申請した場合で、発行後1ヶ月以内のものに限る。
その他知事が必要と認める書類	事業実施のため、特に必要と認める場合に別途求める。

※ 令和4年10月1日以降に所管行政庁に認定申請（変更認定申請を除く。）又は登録住宅性能評価機関に長期使用構造等の確認の申請をした住宅を対象とする。

別紙
様式 1

住第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金申込承認決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金について、
下記のとおり承認したので通知します。

記

承認番号 _____

※ 上記承認番号にて承認しましたので、補助対象事業の事業完了日（事業完了日が承認決定日より前
の場合は、当該承認決定日）から起算して1月以内又は当該年度の2月20日（当該日が閉庁日の場合
はその直前の開庁日）のいずれか早い日までに、交付申請書及び関係書類を提出してください。

様式 2

住第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金申込不承認決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金について、
下記の理由により不承認となりましたので通知します。

記

【不承認理由】

様式 3

事業完了確認調書

補助対象者（氏名）	
事業区分 （新築又は購入の別）	
省エネ性能基準	
住宅の所在地	
補助金の額	
事業期間（契約～完了）	
調査 （調査年月日・調査方法・ 調査結果）	

上記のとおり完了を確認しました。

年 月 日

確認者

印

住第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金について、下記のとおり決定し、額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 円

2 補助金の交付等

申請者の請求書の提出に基づき補助金を交付します。ただし、この補助金の交付の要件に違反したときは、その全額又は一部の返還を命ずることがあります。

様式 5

住第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった脱炭素社会ぎふモデル住宅普及事業費補助金について、審査の結果、補助の対象となりませんでしたので通知します。

記

【不交付の理由】